県内で 発生!

消費者トラブルにご注意!

訪問販売

~点検商法~

突然、自宅に業者が訪れ、「無料で屋根を点検 している」と言われたので依頼した。

点検の結果、「屋根が痛んでいてこのままでは 雨漏りするかもしれない」と言われ不安になり、 屋根の改修工事を契約した。

[[天] 【トラブル回避のポイント】

- その場で契約せず、複数の業者 から見積りをとる。
- 契約を急がせる場合は要注意!
- クーリング・オフができる可能性 があります!

通信販売

~定期購入~

ダイエットサプリを<mark>お試しだけのつもりで200</mark> 円で購入したが、後日、2回目の商品と高額な請求書が送られてきた。販売会社に確認したところ、 定期購入コースの契約となっていると言われた。

【トラブル回避のポイント】

- 注文する前に販売サイトを隅々まで見る。
- 注文時の画面やメールをスクリーンショットなどで保存しておく。
- 通信販売の場合、クーリング・オフ制度はありません!



サポート詐欺

~突然の警告画面~

パソコンを操作中、突然「ウイルスに感染 した」と警告画面が出た。警告画面に出た 連絡先に電話をかけると、修理費用のため、 コンビニでプリペイドカードを購入するよ う指示された。

[1] 【トラブル回避のポイント】

- まずは、パソコンの状態を確認する。
- 警告画面に出ている連絡先には絶対 連絡しないようにする。
- 自分で判断できない時は、周りの人に相談する。

訪問購入

~強引な買い取り~

「不用品を買い取る」という電話をうけ、訪問を承諾したが、訪問の際、「貴金属はないか」「査定だけでも」と長時間居座られ、売る気のなかった貴金属を強引に買い取られてしまった。

「トラブル回避のポイント」

- 購入業者から電話がかかってきても、安易 に訪問を承諾しないようにする。
- 買い取りを承諾していない貴金属の売却を 迫られたら、きっぱり断る。
- 事前に、購入業者名、買い取り物品の対象をしっかり確認する。

このようなトラブルで困ったときは、ひとりで悩まずご相談ください!

消費者ホットライン

局番なし

a 1 8 8

↓詳細はこちらから↓

お住いの市町の消費生活相談窓口または三重県消費生活センターにつながります

三重県消費生活センター

2059-228-2212

相談受付時間:平日9:00~12:00、13:00~16:00(祝日・振替休日・年末年始除く)

三重県消費生活センター

三重県明乳会(明治牛乳販売店)